

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	乳児保育士加配支援事業補助金
補助事業等の目 標	乳児の保育に対する需要に対応するため、保育所等が国の配置基準を超えて行う保育士の配置を支援し、安全で質の高い保育の確保を図る。
補助事業等の対 象 者	次に掲げる者であって、保育士加配支援事業実施要綱（令和5年8月24日付け5こ家第242号長野県県民文化部長通知）に定める要件を満たすもの (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により私立保育所を設置している者 (2) 児童福祉法第34条の15第2項の規定により小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項若しくは第3項の規定により認定された認定こども園又は同法第17条の規定により認可された幼保連携型認定こども園を運営している者
補助対象経費	保育士加配支援事業補助金交付要綱（令和5年8月24日付け5こ家第242号長野県県民文化部長通知。以下「交付要綱」という。）に定める乳児保育士加配支援事業に必要な経費とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、交付要綱に定める基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を減じた額のいずれか低い額の1/2以内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評 価	乳児保育士加配支援事業補助金交付申請書、乳児保育士加配支援事業補助金実績報告書により、事業内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	令和5年11月8日
補助事業等の終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 県の事業であり、同事業が終了するまで継続する必要があるため。
情 報 の公 表 の 方 法 等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	

提出書類	1 補助金の交付を受けようとする者は、乳児保育士加配支援事業補助金交付申請書（様式第2号-1）を市長に提出しなければならない。
	2 補助金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに、乳児保育士加配支援事業補助金実績報告書（様式第5号-1）に加配保育士の雇用状況及び費用の支払が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
担当部署	諏訪市 こども未来部 次世代育成課 保育係

令和 5年11月8日 制定（令和 5年11月8日 施行、令和 5年 4月 1日 適用）

令和 7年10月31日 一部改正（令和 7年10月31日 施行、令和 7年 4月 1日 適用）

令和 8年 3月23日 一部改正（令和 8年 4月 1日 施行）